

【講義①】

意思決定支援の考え方と実践
～中核機関が関わる会議のポイント～

◆講師

一般社団法人 権利擁護支援プロジェクトともす

代表理事 川端 伸子 氏

意思決定支援の考え方と実践 中核機関が関わる会議のポイント



厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課成年後見制度利用促進室
成年後見制度利用促進専門官
川端 伸子

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 中核機関の支援の視点

成年後見制度利用促進基本計画について

<経緯>

- H28. 5 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
- H28. 9 「成年後見制度利用促進会議」(会長:総理)より「成年後見制度利用促進委員会」に意見を求める(基本計画の案に盛り込むべき事項について)
- H29. 1 「委員会」意見取りまとめ
- H29. 1~2 パブリックコメントの実施
- H29. 3 「促進会議」にて「基本計画の案」を作成の上、閣議決定

<計画のポイント>

*計画対象期間:概ね5年間を念頭。市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

(1)利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
- ⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討

(2)権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ⇒①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進(マッチング)④後見人支援等の機能を整備
- ⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」)、コーディネートを行う「中核機関(センター)」の整備

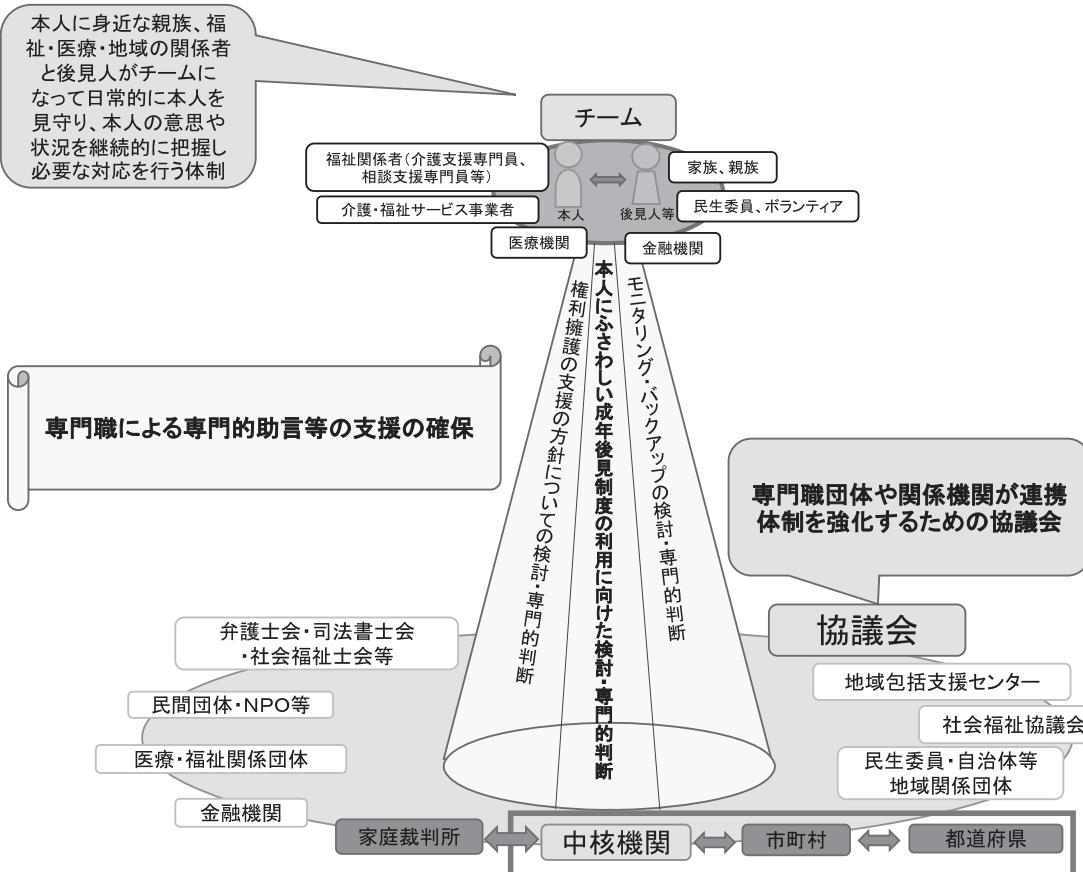
(3)不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- ⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討 *預貯金の払戻しに後見監督人等が関与

3

権利擁護支援の 地域連携ネットワーク

成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み



成年後見制度利用促進体制整備委員会「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」
p.15を参考に、成年後見制度利用促進室作成

4

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

～基本的な考え方：地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進～

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

地域共生社会の実現

成年後見制度利用促進法 第1条 目的

包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワーク

高齢者支援のネットワーク

障害者支援のネットワーク

子ども支援のネットワーク

地域社会の見守り等の緩やかなネットワーク

生活困窮者支援のネットワーク

権利擁護支援の地域連携ネットワーク

自立した生活と地域社会への包容

権利擁護支援

(本人を中心とした支援・活動の共通基盤となる考え方)

意思決定支援

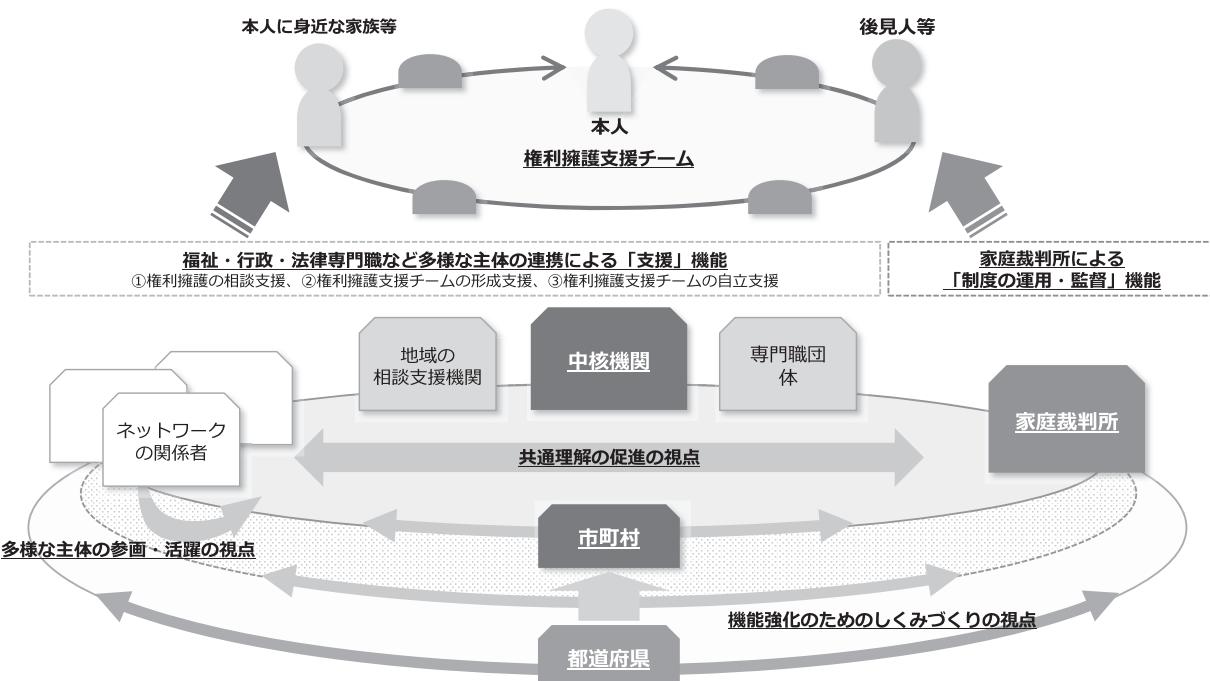
権利侵害の回復支援

5

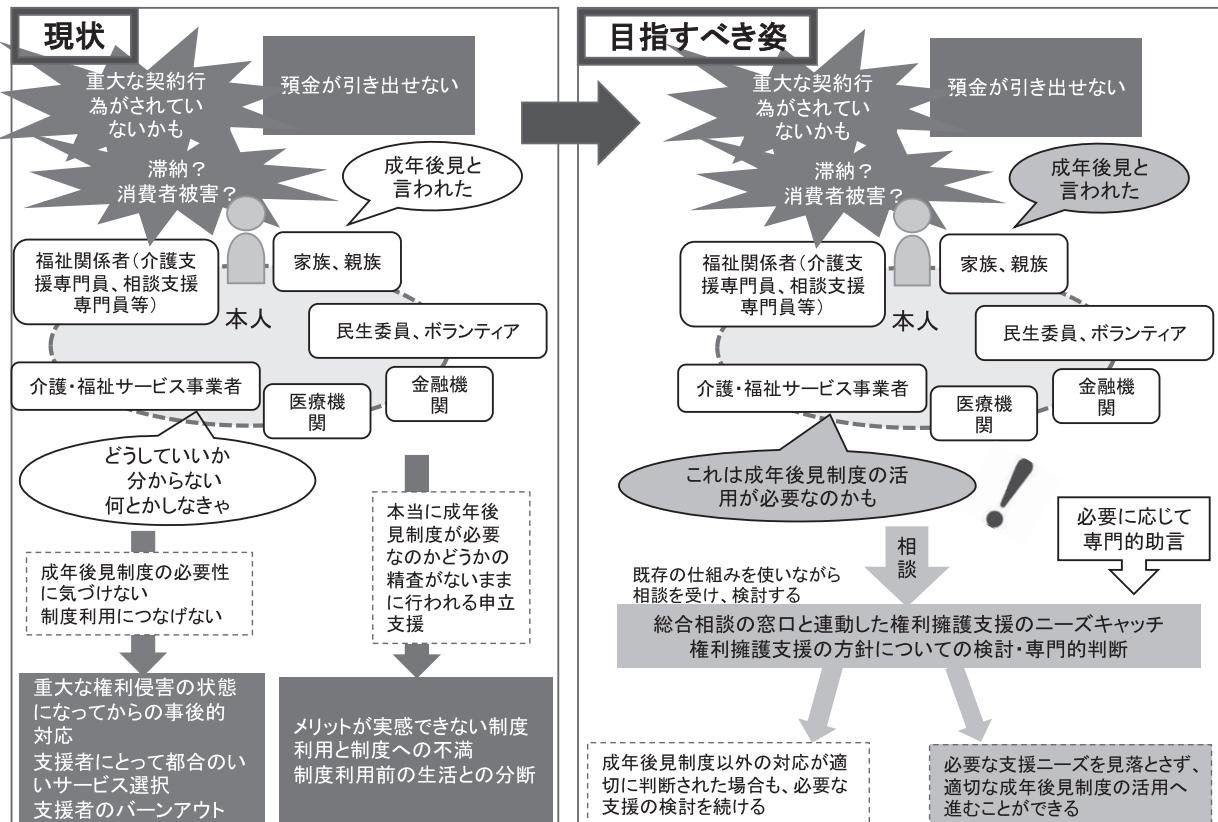
3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

～権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ～

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするために、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」である。

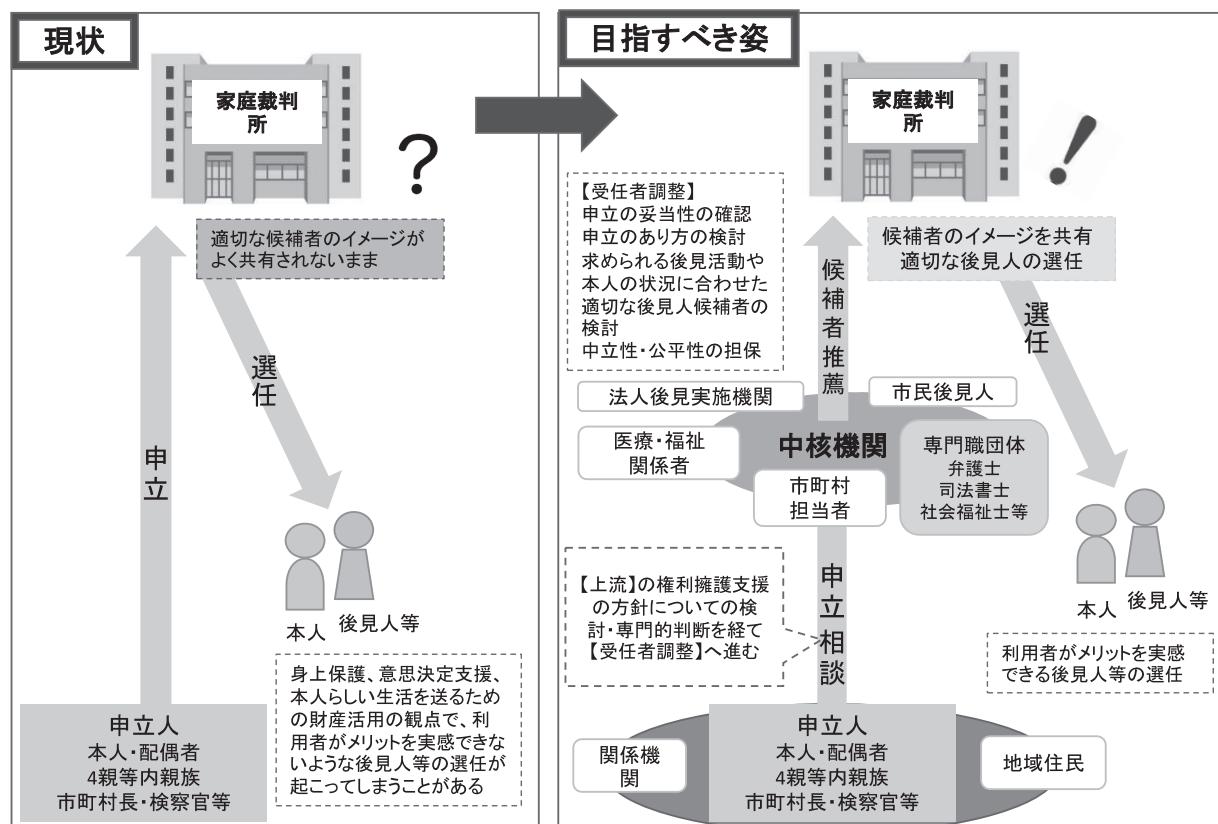


第一期計画：相談機能 第二期計画：権利擁護支援の検討に関する場面



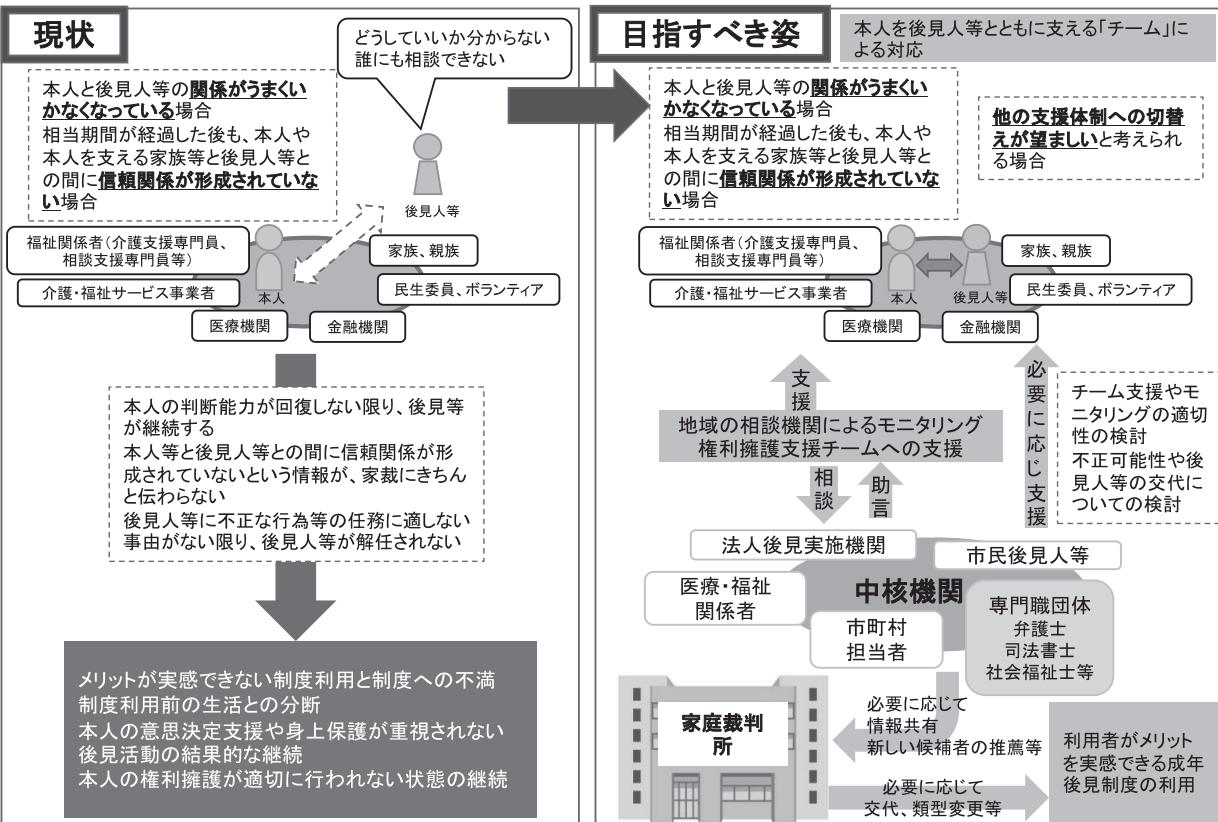
7

第一期計画：成年後見制度利用促進機能（受任者調整） 第二期計画：成年後見制度の開始までの場面



8

第一期計画：後見人支援機能 第二期計画：成年後見制度の利用開始後に関する場面



9

第二期計画における権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関

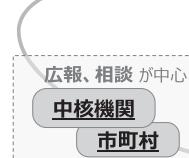
- 地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制。
- 地域の実情に応じて、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。
- 国は成年後見制度等の見直しの検討に併せて、中核機関の位置付け及びその役割にふさわしい適切な名称を検討する。

第二期計画における中核機関の役割

- 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、様々な権利擁護支援（成年後見制度だけでなく、権利擁護支援チームによる見守りや意思決定の支援、日常生活自立支援事業の利用、虐待やセルフネグレクトへの対応、消費生活センターの相談対応など）の内容を検討し、権利擁護の支援を適切に実施するためのコーディネートを行う。
- 専門職団体・関係機関の自発的協力・連携強化を構築するための協議会の運営を行って、関係者のコーディネートを行う。

第一期計画における中核機関の整備

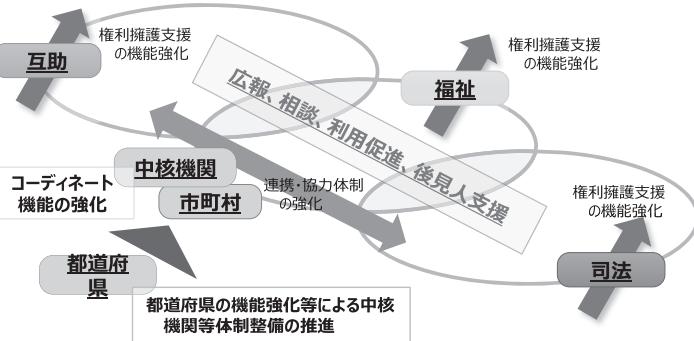
- これまで、市町村による中核機関の整備を通じた、地域連携ネットワークの構築の推進を行ってきた。



- 課題**
- 中核機関を中心としたスキームであるため、人口規模が小さく、社会資源等が乏しい町村部などで、中核機関等の体制整備や地域連携ネットワークの構築が十分に進んでいない。
 - 中核機関に各種取組の実施が偏重しやすく、地域連携ネットワーク全体としての機能強化が進みにくい。

第二期計画における中核機関のイメージ

- 中核機関がコーディネート機能を発揮できるよう、地域、福祉、司法等、地域連携ネットワークの各主体の機能強化や連携・協力体制の強化を行う。また、都道府県の機能強化により中核機関の体制整備を推進する。



10

第二期計画における市町村による協議会

- 協議会とは、各地域において、専門職団体や当事者団体等を含む関係機関・団体が連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進める仕組み。
- 成年後見制度が、尊厳のある本人らしい生活の継続を支援し、地域社会への参加を図るものとして利用されるようするため、協議会の運営を通じて、多様な主体が理念を共有し、それぞれの役割を發揮しながら連携・協力していく関係を推進する。
- 成年後見制度を利用する事案に限定することなく、権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるよう、協議の場を設ける。

市町村による協議会

三種類必要ということではない。一つに合わせて開催が可能
また、必要な場合に臨時開催など、地域の実情に応じて実施

a 権利擁護支援を行う3つの場面における「支援」の検討・協議

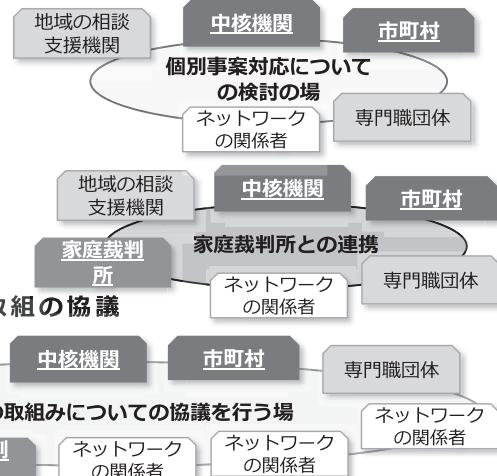
個別事案対応における3つの場面（成年後見制度利用前、成年後見制度の利用の開始まで、後見人選任後）において「権利擁護の相談支援機能」（旧相談機能）、「権利擁護支援チームの形成支援機能」（旧利用促進機能の受任者調整）、「権利擁護支援チームの自立支援機能」（旧後見人支援機能）の「支援」の検討・協議を行う場。3つの検討の場を設定しなければならない訳ではなく、地域の実情に応じて柔軟に設定。

b 家庭裁判所との連携

模擬事例の検討等により受任イメージを共有するなど家庭裁判所との間での相互理解を図る場。

c 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の協議

個別事案対応における支援機能を強化するため、「共通理解の促進」「多様な主体の参画・活躍」「機能強化のためのしくみづくり」の視点で地域課題への取組について協議する場。既存の仕組みを活用できる。



11

地域連携ネットワークの機能 ～個別事案における「権利擁護の支援」と「制度の運用・監督」～

- 地域連携ネットワークが担う機能には、権利擁護支援を行う3つの場面に対応した形で、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能がある。

| | | 「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能 | |
|----------------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | 福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能 | 家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能 |
| 権利擁護支援を行う3つの場面 | 権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前） | <p>①「権利擁護の相談支援」機能</p> <p>○ 各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行なう機能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人・親族、支援関係者からの相談対応、成年後見制度や権利擁護支援の説明 ・ 成年後見制度の利用が必要かどうかなど権利擁護支援ニーズの精査 ・ 成年後見制度の適切な利用の検討や、必要な見守り体制・他の支援へのつなぎ | <p>①「制度利用の案内」の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人や関係者に対し、申立てなど家庭裁判所の手続を利用するために必要な情報提供や、手続の案内（パンフレット等による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブックやDVD等各種ツールの充実による手続理解の促進） |
| | 成年後見制度の開始までの場面（申立ての準備から後見人の選任まで） | <p>②「権利擁護支援チームの形成支援」機能</p> <p>○ 中核機関や関係者が、専門職などと連携して作成した権利擁護支援の方針に基づき、地域の実情に応じて都道府県等のしくみを活用して、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづくっていく機能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護支援の方針（具体的な課題の整理、必要な支援の内容）の検討 ・ 適切な申立ての調整（市町村長申立ての適切な実施を含む） ・ 権利擁護支援を行うことのできる体制づくりの支援（課題解決後の後見人等の交代も含めた初期方針の検討、適切な後見人候補者や選任形態の検討・マッチング） | <p>②「適切な選任形態の判断」の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護支援チームの形成支援機能により示された本人の意向や、対応すべき課題を踏まえた後見人等の候補者と選任形態などを含めた各事案の事情を総合的に考慮した後見人等の適切な選任 |
| | 成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後） | <p>③「権利擁護支援チームの自立支援」機能</p> <p>○ 中核機関や専門職が、地域の実情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行なうことができるよう、必要な支援を行なう機能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ チーム開始の支援（後見人等選任後における支援方針の確認・共有（支援内容の調整、役割分担）、モニタリング時期やチームの自立に必要なバックアップ期間等の確認） ・ <チームによる支援の開始後、必要に応じて> ・ 後見人等やチーム関係者などからの相談対応 ・ チームの支援方針の再調整（支援の調整、後見人等の交代や類型・権限変更の検討、中核機関や専門職による当該チームへの支援の終結に向けた確認など） | <p>③「適切な後見事務の確保」の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 後見人等が行う後見業務（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務手続）の適切な遂行のため、後見人等への相談対応や助言 ・ 必要に応じた指導や指示、監督処分 ・ 権利擁護支援チームの自立支援機能によって確認された本人の状況や、後見人等の交代、類型・権限変更の検討や調整結果などを参考にした適切な交代や選任形態の見直し |

12

第二期計画における地域連携ネットワークの機能を強化するための取組 ～連携・協力による地域づくり～

- 権利擁護支援を行う3つの場面に応じ、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」の機能を適切に果たすため、地域・福祉・行政・法律専門職・家庭裁判所等の地域連携ネットワークの関係者が、以下の3つの視点（ア～ウ）を持って、自発的に協力して取り組むことが必要である。

(なお、市町村単位では取り組みにくい内容については、都道府県が市町村と連携しながら取り組んでいくことが重要。)

ア：異なる立場の関係者が、各々の役割を理解し、認識や方向性を共有するための「共通理解の促進」の視点

イ：様々な立場の関係者が新たに権利擁護支援に参画し、取組を拡げていくための「多様な主体の参画・活躍」の視点

ウ：多くの関係者が円滑かつ効果的に連携・協力して活動するための「機能強化のためのしくみづくり」の視点

| | | 「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組 (全国各地で共通して実施することが望ましいもの) | | |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 権利擁護支援を行ふ3つの場面 | | ア 「共通理解の促進」の視点 | イ 「多様な主体の参画・活躍」の視点 | ウ 「機能強化のためのしくみづくり」の視点 |
| | 権利擁護支援の検討に関する場面 (成年後見制度の利用前) 【機能】 ①権利擁護の相談支援 ②制度利用の案内 |  <ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透（広報を含む） 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む） | <ul style="list-style-type: none"> 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 中核機関と各相談支援機関との連携強化 | <ul style="list-style-type: none"> 各相談支援機関等の連携のしくみづくり 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築 |
| | 成年後見制度の開始までの場面 (申立ての準備から後見人の選任まで) 【機能】 ②権利擁護支援チームの形成支援 ③適切な選任形態の判断 |  <ul style="list-style-type: none"> 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透 | <ul style="list-style-type: none"> 都道府県と市町村による地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の育成 専門職団体による専門職後見人の育成 | <ul style="list-style-type: none"> 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり 市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築 |
| | 成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後） 【機能】 ③権利擁護支援チームの自立支援 ④適正な後見事務の確保 |  <ul style="list-style-type: none"> 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透 | <ul style="list-style-type: none"> 地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の活躍支援 制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者（当事者団体、専門職団体）との連携強化 | <ul style="list-style-type: none"> 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築 |

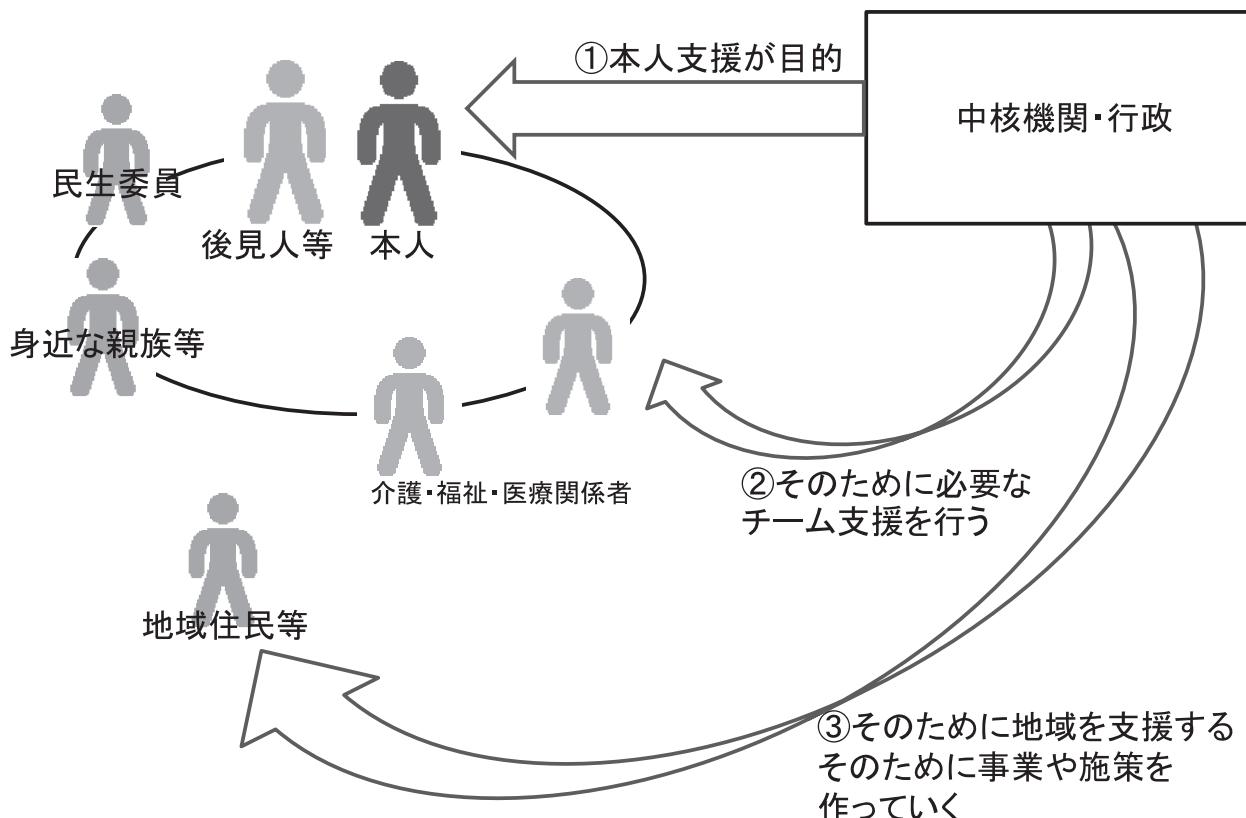
13

中核機関が関わると思われる会議

- 個別事例の決定に関わるもの
 - 権利擁護支援の方針決定
 - 主催する場合もあるし、参加する場合もある
 - 受任者調整（マッチング）
 - 後見人選任後の事例検討
 - 交代や類型変更
 - 新しい候補者推薦
 - 意思決定支援のチーム会議
 - 意思決定支援を踏まえた後見事務を支援するために中核機関が主催する場合
 - ケアマネジヤーや相談支援専門員、地域包括支援センター等が主催する会議に参加する場合
- 施策全体に関するもの
 - 協議会（事業報告、情報共有や地域課題の整理）／審議会（市町村計画策定）
- 個別事例等の検討によってスキルアップを図るもの
 - 事例検討勉強会（中核機関職員が支援について検討し、スキルアップを図る）

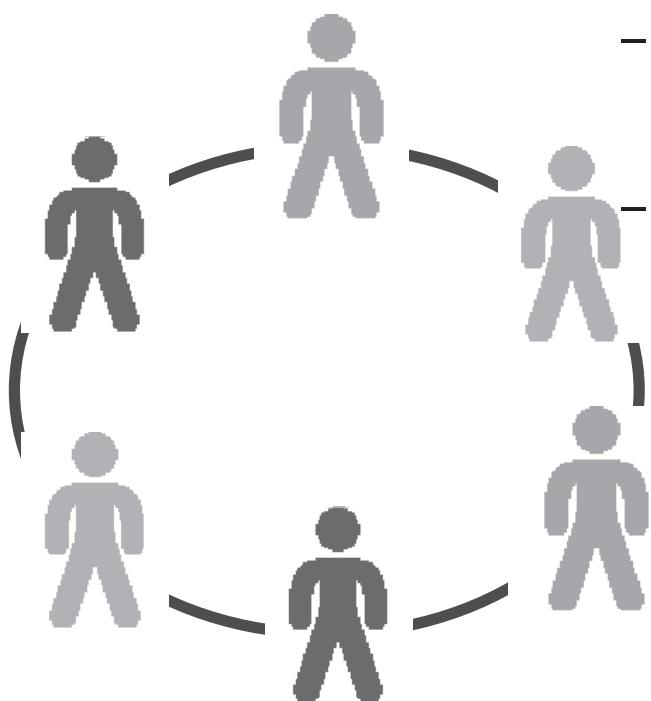
14

中核機関の支援の目的



15

多職種チームアプローチにおいて コーディネーターに求められていること



- チーム構成員への働きかけ

- 優れたチームプレイヤーへ

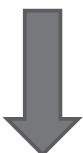
- チームそのもののへの働きかけ

- 権利擁護支援のミッション、ビジョンの共有
- 全体配置におけるそれぞれの役割認識の一致の醸成
- 意思や行動の調整

16

中核機関の事例検討や会議の目的

- 会議や事例検討には、出席する参加者のバイアスがかかる情報が提供される
- 参加者の思いや事情、専門性が、その意見に反映される



参加者の思いや事情を尊重しつつ、
できるだけ精度の高い情報を集め、分析し
本人の意思決定支援、権利擁護の支援、と
いう目的を共有しながら事例検討や協議を
すすめる

専門性や置かれている立場の違いによって、物の見方は違う

17

協議会等の実践例

18

「協議会」等合議体に期待される成果や実践例

【第1期成年後見制度利用促進基本計画における「協議会に期待される成果」】

- 1) 以下のような地域課題の検討・調整・解決
 - チーム(特に親族後見人等)への適切なバックアップ体制を整備すること
 - 困難ケースに対応するため、ケース会議等を適切に開催する体制を整備すること
 - 多職種間での更なる連携強化を進めること
- 2) 成年後見制度を含む地域の権利擁護に関することについての、家庭裁判所との情報交換・調整

※ 協議会の設置検討フローは、「中核機関の手引きJP62」に出ています。

| 既存の協議会の活用例 | 協議会において話し合う地域課題の例 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">• 権利擁護センター等の運営委員会を活用• 地域ケア推進会議を活用• 自立支援協議会を活用• 虐待防止ネットワーク連絡会を活用• 生活困窮者自立支援法における支援会議を活用 | <ul style="list-style-type: none">• 診断書作成をしてくれる医療機関が少ない• 本人情報シートの書き方についての周知の必要性• 障害のある人の地域生活を支える後見人が少ない →法人後見実施機関の養成へ• 身元保証人等がいない人の入院、転居の課題• A地域で急増している消費者被害と、その対策について →消費生活部門で開催している地域連携協議会との合同協議会開催企画へ• 成年後見利用後の家族への支援のあり方について →8050問題への対応について |

「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集」p.234～参照

「市町村計画策定の手引き」p.52～参照

19

協議会の一例

1. 事業計画や事業報告の検証

2. 地域課題の解決に向けて話し合い

～被後見人等が排除されずに地域で生活し続けるために～

- 住宅の保証人問題
- 低所得者対応
- 生活保護世帯への対応
- 近隣トラブル 等

20

協議会の一例

2. 地域課題の解決に向けて話し合い ～足りない地域資源の開発と助言～

- ・専門職後見人の数足りない
⇒成年後見人等との顔の見える関係の構築
- ⇒専門職後見人の主体的な学びの場
- ・地域の社会資源の活用
- ・市民後見人の養成
- ・行政関係部署との連携 等

21

協議会の一例

3. 法人後見受任について

4. 類型変更に向けての協議

5. 市民後見人(法人後見監督人)選任について

6. 市長申立てケースについて

7. 困難ケースの検討

(本人にとってどの制度を利用する事が、本人の最大の利益になるかも含め)

22

受任者調整の一例

本人主体

○被後見人等の今後の生活のために、誰に後見人に選任してもらうのが一番良いかを考えたときに…。

⇒日頃から、連絡会や学習会、ケース等を通し、お互いを理解し、顔の見える関係の構築が不可欠

⇒しかし、ケースによっては、個々の調整が難しい場合もあり、その際は専門職団体に相談
(専門職団体とのコミュニケーションも大切)

23

個別事例の方針決定に関する会議の一例

○専門職後見人等へ、引き継ぐ際のポイント

- ・被後見人等の意思は反映されているか？
- ・被後見人等はこの決定でOKか？
- ・被後見人等の利益になっているか？
- ・後見人等の支援のやりやすさになっていないか？
- ・誰の課題を解決しようと思っているか？
(被後見人等？支援者？)

24

参加者の学びや研修目的の 事例検討会の特徴とポイント

25

このセクションでの内容

I 事例検討の構造とポイント

(* 研修目的の事例検討と地域での事例検討
との違い)

II 事例検討の進め方

III 事例検討とスーパーバイジョン

IV 参考文献

26

I 事例検討の構造とポイント

* 研修目的の事例検討と
地域で担当するケースに関する事例検討との違い

27

地域で担当するケースに関する事例検討の構造

【構造】

- ・ケースに関わる各種機関の担当者が中心
- ・助言者は必ずしもない
- ・各参加者が有するケースに関する情報量は比較的似ている
- ・多職種で構成されるもの、家族・住民などの参加があるものも多い

28

参加者の学びや研修目的の事例検討会の構造

【構造】

- ・ケースとは関わりのない参加者も多い
- ・助言者を迎えることが多い
- ・各参加者の情報量に大きな違いがあり、事例提供者のみに情報が偏っている
- ・同職種による構成が多い

29

地域で担当するケースに関する事例検討のポイント

【ポイント】

- ・①事例の理解、②情報共有、③支援方針のすりあわせ、④役割分担等に焦点をあてることが多い
- ・構成員間で「共通言語」を話すよう、他のメンバーに「わかる」ようコミュニケーションをすることが大切

30

参加者の学びや研修目的の事例検討会のポイント

【ポイント】

- ①事例提供者とケースとの関係性、
②事例提供者の支援の内容・方法、
③事例をつなげる先の検討
等が焦点となることが多い
- 質問の仕方、意見の提示の仕方について、事前に方針を提示、共有する必要がある
- 事例を通して参加者全員の「学び」の場となるようにする
- 参加者自身も自分の支援等を振り返る場となるようにする

31

II 事例検討会の進め方

32

事例検討会の流れ

- ・ 1 開会、趣旨説明
- ・ 2 事例の概要
- ・ 3 事実関係の確認
- ・ 4 事例検討の目的にあった提案や意見交換
- ・ 5 まとめ

33

1 開会、趣旨説明

1) 事例検討を行う趣旨の説明

【趣旨】事例検討の視点や手法を学び、事例検討を通してソーシャルワーカーとして自らの実践をふりかえり、その後のソーシャルワーク実践に活かす。

2) 事例提出者および助言者(いる場合)の紹介

34

2 事例の概要

- 1) 事例提出者の自己紹介
- 2) 事例の説明(事例提供者が説明)
 - (1) タイトル～提出理由～事例の概要
総合的・包括的な事例の特徴を事例概要説明の様式に沿って説明する
 - (2) 事例を書き終えた後の支援経過や、資料に書いていないことで、重要なことなどを加えて説明する。
例えば、資産状況、親族との関係、専門員や支援員とのやりとりの様子など

35

3 事実関係の確認

- 1) 提出理由の再確認
- 2) 提出理由に直接関わる利用者の基本情報、援助経過などの明確化、共有化(参加者および助言者・司会者からの質疑)
- 3) 質問する内容の順序
 - (1) 基本情報
(身体的状況、心理的状況、社会的状況:生活歴、家族構成、住宅状況、サービス利用状況、資産状況、人間関係など)
 - (2) 支援経緯に関する情報
(事実関係、実際の場面の確認)
 - (3) 支援情報
(具体的な支援の内容、経過・結果、ソーシャルワーカーやチーム、所属組織等の判断、支援方針、支援計画などの内容)

36

3 事実関係の確認 続き

4) 質問するときのポイント(参加者)前半

(1) 質問は、原則としてひとつずつ。

(一度に複数の質問を行うと、一つの質問への答えから発展する気づきが生まれにくくなったり、問題が明確化できなくなったりするため)

(2) 簡潔に、短く、分かりやすく、質問する。

(長い質問は、質問者の意図が伝わらず、提出者が答えにくくなるため)

(3) 質問者は、自らの意見や感想は交えず、提出理由に直接関わる事例に関する事実関係を導く質問をする。

(この段階は、事例に関する事実関係の共有が目的で、意見の掲出は後に行う)

37

3 事実関係の確認 続き

4) 質問するときのポイント(参加者)後半

(4) 質問攻めや畳み掛けるような質問はしない。

(事例提出者は少なからず緊張しているおり、そのような質問の方法は事例提供者を委縮させてしまうため)。

(5) 事例提出者が質問者からの質問内容が理解できなかっただ場合、質問者の側が質問方法や質問内容を変えて聴いてみたりする。

(6) 複数の質問をする場合、関連する質問を少しずつ重ねて質問したり、順序だてたりする。

38

3 事実関係の確認 続き

5) 質問のポイント(司会者の留意点)

- (1) 司会者は、この場が「批判や追及の場ではない」ことを、必要に応じて明言する。
- (2) 司会者は、事例検討の目的は今後のことよりよいソーシャルワーカー実践を考えるための場であることを、必要に応じて再確認する。
- (3) 事例提出者の自由な発言を保障し、事例提出者が感じていること、そのときの思い、振り返った今の思いなどを受け止められる態度で進行する。
(事例提出者と参加者が質問と回答を重ねることによって、発見や気づきが生まれる場合が多いため、その場を保障する)

39

4 事例検討の目的にあった提案や意見交換

- 1) 司会者は、これから支援方法等の提案が意見交換を行うことを伝える。
- 2) 司会者は、情報を総合的に理解したうえで、改めて提出理由を確認し、課題が解決あるいは軽減できる方法について検討できるよう、参加者からの選択肢を増やす提案や、支援方法の提案を促す。
- 3) 意見を提案するときのポイント（事例検討の参加者）
 - (1) 利用者の理解を深めるための提案や意見
 - (2) 利用者とソーシャルワーカーの関係性を振り返るための提案や意見
 - (3) 支援の方法や内容について、新たな選択肢を増やす提案
 - (4) 社会資源(フォーマル、インフォーマル、人、機関問わず)とのつながりの構築、調整、再構築、開発などの提案、選択肢を増やす提案

40

5 まとめ

- 1) 司会者が本日の事例検討の締めの言葉を述べる
- 2) 助言者のコメント
- 3) 事例提出者より事例検討を終えた感想(気持ち)と、今後、この事例にどのように関わっていきたいかについて発表
- 4) 司会者は、事例提出者が最後に話したことを受け、その日の事例検討から学んだことを全体の学びとして確認し、終了する。

41

III 事例検討と スーパーバイジョン

42

事例検討/ケースに焦点をあてた会議

- 利用者に最善の支援方法を見出すために、かつ/あるいは、ソーシャルワーカー等の実践力を高めるために、事例検討やケース検討会議などが行われます。
- 中核機関においては、①成年後見制度を活用する可能性(必要性)のあるケースや、②すでに成年後見制度が用いられているケースにおいて、事例検討等、ケースに焦点をあてた会議を行います。
- 一方、地域で行われる個別支援会議、サービス担当者会議やケア会議等に、中核機関の職員が出向いて、一参加者として出席することもあるでしょう。

43

スーパービジョンとは コンサルテーションとは

- スーパービジョンとは、質量ともに最良のサービスを利用者に提供することを目指して、スーパーバイザーが、スーパーバイジーと肯定的にかかわりながら(管理的)・教育的・支持的機能を果たすことです。
- スーパービジョンを提供する側をスーパーバイザー、スーパービジョンを受ける側をスーパーバイジーと呼びます。
- コンサルテーションとは、サービス提供のために、ある特定の領域についての知識技術が必要なとき、その領域の専門家から助言指導を受けることです。
- 助言指導を行う者をコンサルタント、受ける者をコンサルティと呼びます。コンサルタントとコンサルティは対等であり、協働関係にあります。

44

スーパービジョンの種類

- 組織の方針に沿ってスタッフが職務遂行することについて、監督・調整・支援・評価する権限をもったスーパーバイザー（上司や職場の先輩等）によって行われるものは、管理的機能をも有するスーパービジョンです。管理的スーパービジョンと呼ばれることもあります。
- 管理的権限を有さないスーパーバイザーによるスーパービジョンも存在します。外部の指導者からのスーパービジョンは多くの場合これにあたります。そのようなスーパービジョンでは、スーパーバイザーは、教育的・支持的機能を果たします。これらは、臨床的スーパービジョンあるいは教育的スーパービジョンと呼ばれることもあります。

45

事例検討とスーパービジョン・コンサルテーション

- 事例検討を行うとき、スーパービジョンやコンサルテーションの形をとることがあります。
- 逆に、スーパービジョンやコンサルテーションにおいて、事例検討が行われることもあります。
- 一方、事例検討は、スーパービジョンやコンサルテーションの形をとらなくても行えます。（スーパーバイザーやコンサルタント等、助言者的立場の者がいなくても行えます）。
- 地域の仲間同士で、自己研鑽のために行われる事例検討会もあります。

46

参加者の学びや研修を目的とした事例検討の実践例

①中核機関内の事例検討

〔実践例〕

- ・ 権利擁護センター（中核機関）の職員が参加して、定例事例検討会（毎月第1・3火曜日、1回60分間）を開催。司会を交代して担うことで、進行のスキル向上にもつながっている。

②組織内の部門横断的な事例検討

〔実践例〕

- ・ 法人内の他の部所（各種相談事業、介護サービス部門、地域福祉活動推進部門等）とともに事例検討会を開催。多様な視点から利用者理解を深めたり、地域の社会資源に関する情報を共有することができる。

③県内のブロックごとの事例検討

〔実践例〕

- ・ 近隣市町村の中核機関担当者が集まる連絡会議で、研修を兼ねて事例検討を実施。様々な事例に触れることができるほか、専門職の参加を得て助言を受けられる。

47

IV 参考文献

48

- ・次スライドから、事例検討の参考となる文献をあげました。
- ・事例検討(研究)の参考になる文献には、スーパービジョンやコンサルテーションに焦点をあてたものが多くあります。
- ・前述したように、事例検討は、スーパービジョンやコンサルテーションの形をとらなくても行うことができます。
- ・一方、スーパービジョンやコンサルテーションも、事例検討の形をとらずに行うことができます。

49

事例検討の参考文献 1

- ・福山 和女『ソーシャルワークのスーパービジョン—人の理解の研究』ミネルヴァ書房、2005年
- ・奥川 幸子(監)、河野 聖夫(著)『スーパービジョンへの招待:「OGSV(奥川グループスーパービジョン)モデル」の考え方と実践』中央法規出版、2018年
- ・明治学院大学山崎美貴子ゼミソーシャルワーク勉強会(著)、山崎美貴子(監)『ソーシャルワーカーの成長を支えるグループスーパービジョン—苦しみやつまずきを乗り越えるために』中央法規出版、2018年
- ・渡部 律子『基礎から学ぶ気づきの事例検討会—スーパーバイザーがいなくても実践力は高められる』中央法規出版、2007年

50

事例検討の参考文献 2

- ・ 岩間 伸之『援助を深める事例研究の方法—対人援助のための ケースカンファレンス 第2版』ミネルヴァ書房、2005年
- ・ 福山和女、渡部律子、小原眞知子、浅野正嗣 ほか(編)『保健・医療・福祉専門職のためのスーパービジョン:支援の質を高める手法の理論と実際』ミネルヴァ書房、2018年
- ・ 助川 征雄、相川 章子、田村 紗子(著)『福祉の現場で役立つ スーパービジョンの本——さらなる飛躍のための理論と実践例』河出書房新社、2012年
- ・ 日本福祉大学スーパービジョン研究センター(監)、大谷京子(編)ほか『スーパービジョンのはじめかた:これからバイザーになる人に必要なスキル』ミネルヴァ書房、2019年
- ・ アルフレッド カデューション、ダニエル ハークネス(著)、福山 和女(監)『スーパービジョン イン ソーシャルワーク 第5版』中央法規出版、2016年